

大分市議会基本条例の検証結果

平成31年2月

目 次

① 条例に基づく活動について検証すべきもの

1. 第2条第1項及び第3項関係（議決責任及び説明責任について）・2
2. 第2条第1項及び第6条関係（議決事件の追加について）・・・3
3. 第5条第3項条関係（請願・陳情について）・・・5
4. 第5条第4項関係
（市民意見交換会における意見等に対する協議について）・・・6
5. 第5条第5項関係（議会報告会の開催について）・・・7
6. 第10条関係（自由討議の活発化について）・・・8
7. 第11条第2項関係（参考人制度・公聴会制度について）・・・9

② 条例の文言自体を検証すべきもの

1. 第5条第4項関係（多様な意見交換の場について）・・・10
2. 第8条第1項関係（重要な政策等を含む議案について）・・・11

③ 新たに条例に加えるべきもの

1. 危機管理体制の整備について（第11章として新設）・・・13
2. 条例の見直しについて（附則第2項として新設）・・・14

① 条例に基づく活動について検証すべきもの

1. 第2条第1項及び第3項関係（議決責任及び説明責任について）

【条文】

（議会の活動原則）

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営を監視するものとする。

2 略

3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

【問題点】

議決責任及び説明責任について、再認識が必要である。

【提案された事項】

議決責任及び説明責任について、再認識を行う。

【協議結果】

上記提案があったことを踏まえ、議会の議決責任及び説明責任について、再確認した。

2. 第2条第1項及び第6条関係（議決事件の追加について）

【条文】

（議会の活動原則）

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営を監視するものとする。

2 略

（市長等との関係の基本原則）

第6条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

【問題点】

地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の追加と、本市の総合計画の追加が議員の認識では同義となっていると感じるため、現在、条例で議決事件に追加している事項以外にも議決事件に加えられることを議会の中で意識づける必要がある。

※具体的には、「都市計画マスタープラン」などを追加する必要があると考える。

【提案された事項】

総合計画以外の事項も、条例により、議会の議決すべき事件として定めることができることを再確認する。

【協議結果】

地方自治法第96条第2項において、普通地方公共団体は、条例で議会の議決すべき事件を定めることができると規定されている。現在、同法の規定に基づき、大分市総合計画の議決に関する条例により、大分市総合計画が議決事件として定められているが、大分市総合計画以外の事項を議決事件とすること及び、大分市議会基本条例以外の条例により議決事件を定めることは可能であることを再確認した。

【参考】

【地方自治法第96条第2項】

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

【大分市総合計画の議決に関する条例第1条】

この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき、大分市まちづくり自治基本条例(平成24年大分市条例第1号)第2条第4項に規定する総合計画[※](以下「総合計画」という。)を大分市議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件として定めることにより、議会が市民の信託にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

※「総合計画」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを実現するため、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画を総称したものをいう。(大分市まちづくり自治基本条例第2条第4項)

3. 第5条第3項関係（請願・陳情について）

【条文】

（市民と議会の関係）

第5条 略

1～2 略

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 略

【問題点】

条文では、請願及び陳情を「政策提案と位置付ける」となっているが、そこまでには至っていない。

【提案された事項】

市民が、さらに気軽に請願・陳情をすることができる環境を検討する。

【協議結果】

現在、市議会ホームページでの周知を行っているが、さまざまな機会をとらえて市民への周知を図っていく。

4. 第5条第4項関係（市民意見交換会における意見等に対する協議について）

【条文】

（市民と議会の関係）

第5条 略

2～3 略

4 議会は、市民との意見交換会の開催等により、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。

【問題点】

条文では、市民との意見交換の開催等により「市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図る」となっているが、そこまでには至っていない。

【提案された事項】

- ① 市民意見交換会で出された意見について、所管委員会での議論をさらに活発化させる。
- ② 意見・質問等への委員会の対応のうち、「委員会において協議していくもの」の定義について明確化する。

【協議結果】

意見・質問等への委員会の対応のうち、「委員会における協議」を定義するとともに、所管委員会での議論をさらに活発化させるよう各委員会の委員長へ申し伝えることとした。

【参考】

市民意見交換会での市民の意見・質問等への対応の分類（委員会における協議）について

1. 市民意見交換会で出された意見・質問等に対する、委員会の対応

- ① 今後の委員会における議論の参考とするもの（意見交換会の場で完結しているものを含む）
- ② 執行部へ意見・質問の内奥を伝え、回答や対応を求めるもの
- ③ （現状について執行部から聞き取り等を行い、）委員会において協議していくもの

2. 委員会における協議の定義

→必要に応じ、執行部へ提案・要望を行うための活発な議論

（委員会による現地視察、勉強会の実施を含む）

5. 第5条第5項関係（議会報告会の開催について）

【条文】

（市民と議会の関係）

第5条 略

2～4 略

5 議会は、前各項の実効性を確保するため、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により市民へ議会活動を報告するよう努めるとともに、当該報告に係る市民の意見を聴取すること等により、議会運営の改善を図るものとする。

【問題点】

特になし。

【提案された事項】

市民意見交換会とは別に、1年に1度議会報告会を開催し、議会活動に対する意見交換を行う。

【協議結果】

市民意見交換会とは別日程での議会報告会の開催には課題も多いため、来年度以降の市民意見交換会の報告内容について検討してもらうよう、次期の議会活性化推進会議に申し送ることとした。

6. 第10条関係（自由討議の活発化について）

【条文】

（自由討議による合意形成）

第10条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

3 議員は、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

【問題点】

合議体である議会の運営においては、自由討議は必要なものであるため、特に委員会審議において、その機会や回数を増やす工夫が必要である。

【提案された事項】

委員会開会前に、議案及び報告事項について、あらかじめ自由討議の要否について話し合いを行う。

【協議結果】

自由討議を活発に行うことが議会の活性化につながることを再確認した。

7. 第11条第2項関係（参考人制度・公聴会制度について）

【条文】

（委員会の運営）

第11条 略

- 2 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。

【問題点】

条文には、参考人制度・公聴会制度等の専門的知見の活用について規定があるが、まだ検討もされていない。

【提案された事項】

参考人制度・公聴会制度等の活用方法について検討する。

【協議結果】

参考人制度及び公聴会制度の関係規定について、改めて議員への周知を図る。

【参考】

【地方自治法第115条の2及び第109条第5項】

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

- 2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第109条 略

2～4 略

- 5 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

【委員会及び本会議における、参考人制度・公聴会制度の規定】

（委員会における手続）大分市議会委員会条例第23条から第29条

（本会議における手続）大分市議会会議規則第77条の2から第77条の8

② 条例の文言自体を検証すべきもの

1. 第5条第4項関係（多様な意見交換の場について）

【条文】

（市民と議会の関係）

第5条 略

2～3 略

4 議会は、市民との意見交換会の開催等により、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。

【問題点】

特になし。

【提案された事項】

「多様な」という文言を入れることにより、市民意見交換会以外の、より幅広い意見交換の場の確保に努めることを明確にでき、議会の積極的な姿勢をPRすることができるため、市民意見交換会のほかに、市民との多様な意見交換の場の確保に努めることを条例に規定する。

【協議結果】

平成30年第4回定例会において、次のとおり、条文の改正を行うこととなった。
（平成30年12月18日施行）

【条例第5条第4項の改正に係る新旧対照表】

現行	改正後
第3章 市民と議会の関係	第3章 市民と議会の関係
第5条 （略）	第5条 （略）
2 （略）	2 （略）
3 （略）	3 （略）
4 議会は、市民との意見交換会の開催等により、議会が行う 活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。	4 議会は、市民との意見交換会をはじめとする議会が行う多様な活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。
5 （略）	5 （略）

2. 第8条第1項関係（重要な政策等を含む議案について）

【条文】

（政策等の監視及び評価）

第8条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）を含む議案が提案されたときは、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

2 略

【問題点】

第8条第1項は、重要な政策等を含む議案が「提案されたときは」同項各号の説明を求めることとなっているが、現状は、定例会開会1週間前の議会運営委員会で、重要な政策等を含む議案を決定している。

【提案された事項】

条文を改正するのか、条文はそのままで、運用面でカバーするのか議論する必要がある。

【協議結果】

次の2点の理由から、条文改正は行わず、改めて現行制度の周知を図ることとなった。

①定例会開会1週間前の議会運営委員会における重要な政策等を含む議案の決定については、あくまで、定例会開会後に重要な政策等を含む議案として説明を受けるのがいずれの議案になるのかを決定しているだけであるため、条文上の問題点はない。

②議案となる前の段階の案件についても、市長等の政策等の中で、議会で全体化すべき事案があると議員が考えたときは、議員は議長に対し、市長等への説明の要

求を申し出ることができることとなっており、議案として提案される前の案件についても、説明の要求は可能である。

【参考】

【重要な政策等について（H25.11.5議会活性化推進会議資料抜粋）】

1. 重要な政策等を含む議案について

（1）重要な政策等を含む議案の定義

- ① 水道使用料、下水道使用料、介護保険料及び国民健康保険税の額の改定に関する条例（税法の改正に伴う額の変更等を除く。）
- ② 公の施設の設置又は公の施設の廃止に関する条例
- ③ 新たに条例を制定する場合

（2）運用

重要な政策等を含む議案については、書面に基づき説明を受ける。

2. その他

この内容に疑義が生じたときは、議会活性化推進会議で協議する。

【議会への説明に関する申し合わせ（H25.9.13議会運営委員会 決定）】

現行

議長は、市長等の政策等について特に重要と考える場合は、市長等に議会への説明を求め、市長等がこれに応じるときは、議員を招集し、説明を受けている。

新たな申し合わせ（追加）

1. 議員は、掲示板貼付の委員会招集通知、常任委員会審査日程の報告事項の閲覧等により、市長等の政策等について議会で全体化すべき事案があると考えたときは、議長に対し、市長等に議会への説明を求めるよう申し出ることができる。
2. 上記の申し出があった場合、議長は、議会運営委員会の意見を聴いて、市長等に対し当該政策等について議会への説明を求めるか、また、求める場合は、その方法を全員協議会、全員による勉強会の開催、資料配布等によるかを決定する。

③ 新たに条例に加えるべきもの

1. 危機管理体制の整備について（第11章として新設）

【提案された内容】

防災会議について、条例に規定する。

【提案理由または必要性】

条例には規定がないが、危機管理の意味でも、新たに条文に加えるべきだと感じるため。

【協議結果】

平成30年第4回定例会において、次のとおり、章を新設することとなった。
(平成30年12月18日施行)

【第11章の新設に係る新旧対照表】

現行	改正後
<u>(新設)</u>	<u>第11章 危機管理体制の整備</u>
<u>(新設)</u>	<u>第21条 議会は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、迅速かつ的確に災害に対応できるよう、危機管理体制の整備に努めるものとする。</u>

2. 条例の見直しについて（附則第2項として新設）

【提案された内容】

定期的な条例の見直しについて条文に規定する。

【提案理由または必要性】

定期的な条例の見直しを行うことを明確にするため。

【協議結果】

平成30年第4回定例会において、以下のとおり、附則第2項を新設することとなった。

【附則第2項の新設に係る新旧対照表】

現行	改正後
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成21年4月1日から施行する。 ただし、第16条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第16条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（検討）</u></p> <p>2 <u>議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>